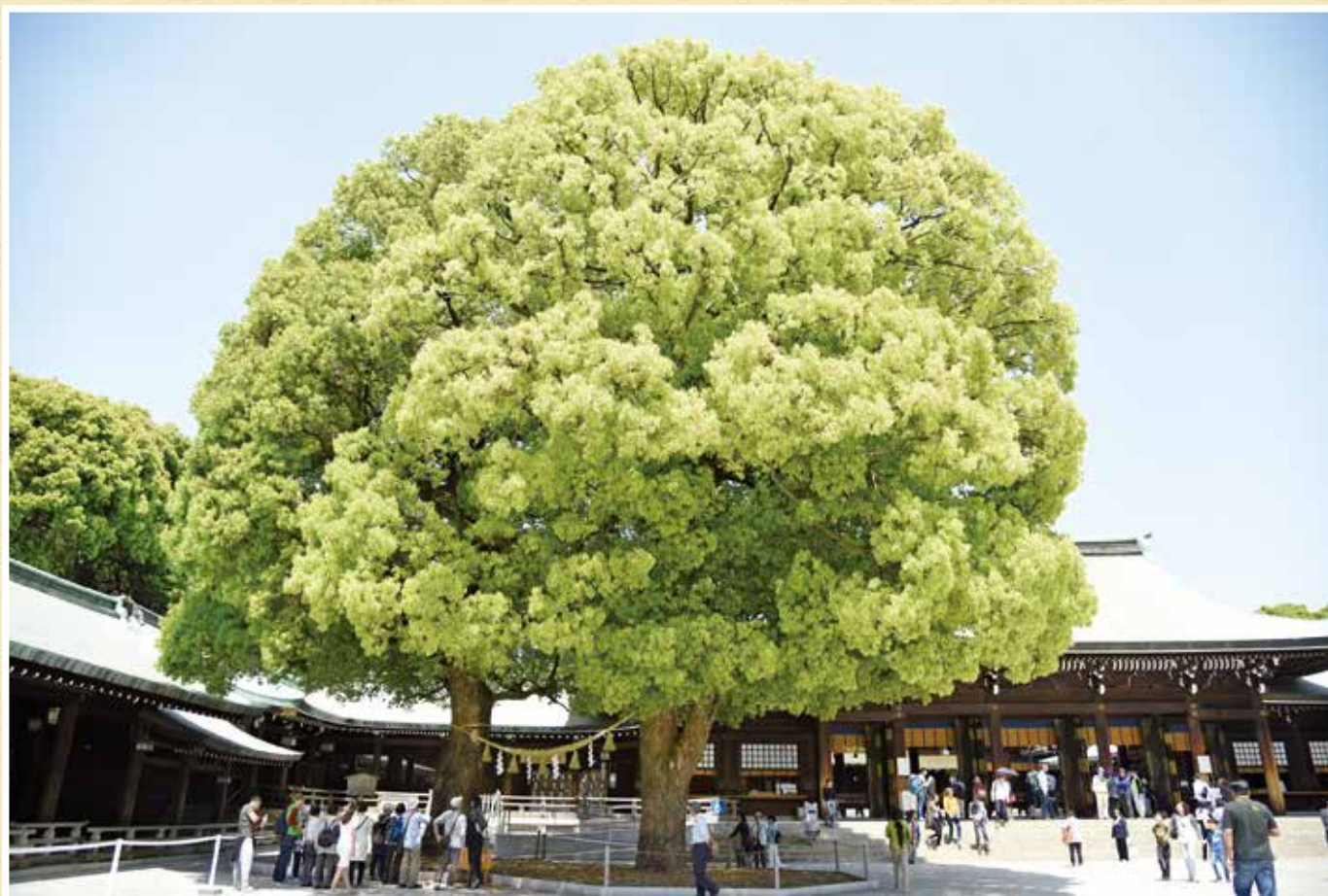


FOR TOMORROW

しぶや法人



〈明治神宮ご神木・夫婦楠(めおとくす) 写真提供：町田 和子氏〉

—平成31年度税制改正大綱決まる— 第8回税の絵はがきコンクール受賞作品掲載(12頁)

2019.4・5
No. **558**
平成31年

第7回 公益社団法人 渋谷法人会 通常総会のご案内	3
平成31年度税制改正大綱	4
税務コーナー	6
事業ア・ラ・カルト	9
都税コーナー	14

法人会掲示板 4・5月

4月・5月(6月)実施する主な事業

一般会員参加可能行事

地域行事(今回は無し)

- 4月2日 渋谷駅前清掃 (青年部会)
- 4月3日 源泉研究部会研修会、事業報告会
- 4月26日 ビジネスマナー研修会
- 5月15日 財務委員会
- 5月16日 青年部会・女性部会、事業報告会
- 5月21日 正副会長会
- 5月21日 会計監査会
- 5月21日 理事会
- 5月29日 源泉研究部会研修会
- 5月29日 広報委員会
- 5月29日 パソコン研修会「エクセル入門」コース
- 6月1日 パソコン研修会「エクセル入門」コース
- 6月4日 渋谷駅前清掃 (青年部会)
- 6月5日 パソコン研修会「ワード活用・エクセル連携」コース
- 6月8日 パソコン研修会「ワード活用・エクセル連携」コース
- 6月12日 パソコン研修会「エクセル活用・ステップ編」コース
- 6月13日 第7回通常総会
- 6月15日 パソコン研修会「エクセル活用・ステップ編」コース
- 6月19日 パソコン研修会「パワーポイント入門」コース
- 6月22日 パソコン研修会「パワーポイント入門」コース
- 6月26日 パソコン研修会「アクセス入門」コース
- 6月29日 パソコン研修会「アクセス入門」コース

決算法人説明会のお知らせ

《決算法人説明会》

- 日時 平成31年4月25日(木)
午後1時30分～4時
場所 渋谷税務署 7F 大会議室
- 日時 平成31年5月23日(木)
午後1時30分～4時
場所 渋谷税務署 7F 大会議室
- 日時 平成31年6月27日(木)
午後1時30分～4時
場所 渋谷税務署 7F 大会議室

該当の会社は是非ご出席下さい。

※事業については渋谷法人会ホームページでもご覧いただけます。

初級簿記日程 (全15回)

(商工会議所簿記検定3級程度)

4月9日(火)・12日(金)・16日(火)・19日(金)・22日(月)・24日(水)・5月7日(火)・10日(金)・14日(火)・17日(金)・21日(火)・24日(金)・28日(火)・31日(金)・6月4日(火)

法律相談について

法律相談をご希望の方は、上部団体の東法連の法律相談をご利用下さい。

- ◆日 時 毎週月曜日から金曜日まで(祝日等除く)
午前10時・11時・午後2時・3時・4時の5回
- ◆場 所 羽野島法律事務所 (新橋)
- ◆相談料 1時間まで無料 追加30分:5,000円
- ◆申込先 東法連: TEL 3357-0771



家電からリフォーム・家まるごとサポート



ケイオー

検索

笹塚本店

☎3376-2211

十号通店

☎3377-2211

リフォーム相談ダイヤル

☎0120-035-345

公益社団法人 渋谷法人会 第7回通常総会開催のご案内

下記の要領で第7回通常総会を開催いたします。
公私ご多用の折柄誠に恐縮ですが、是非ご出席下さいますよう、
お願い申し上げます。



- 日 時 2019年6月13日（木）
午後4時30分～7時30分（午後3時30分受付）
- 会 場 セルリアンタワー東急ホテル B2F
（渋谷区桜丘町26-1 TEL 3476-3359）

第1部 第7回通常総会（午後4時30分～5時45分）

- 決議事項 1. 平成30年度収支決算承認の件
2. 理事・監事任期満了に付き改選の件
3. 定款一部変更案承認の件
- 報告事項 1. 平成30年度事業報告承認の件
2. 平成31年度事業計画及び収支予算報告の件
- <平成30年度会員増強功労者表彰>
<平成30年度納税表彰受表彰者記念品贈呈>
- 【臨時理事会】（午後5時35分～5時45分）

第2部 懇親会（午後6時～7時30分） 会費：10,000円／1名 会 費：10,000円／1名（懇親会ご出席の方のみ）



※会員の皆様には4月25日付で別途ご案内申し上げます。

案内が届きました際には、是非趣旨をお汲み取りの上、同封の葉書にて、
ご出欠に関わらず、是非“ご出欠”“委任状”の提出をお願いします。

平成31年度 税制改正大綱

中小企業に対する軽減税率・投資促進税制が2年間延長!

政府は、平成30年12月21日に平成31年度税制改正大綱を閣議決定しました。法人会が提言していた、中小企業に対する軽減税率・投資促進税制などは2年間延長され、消費税率の引上げに対しては、消費税率引上げ後の需要減に配慮した内容も含まれています。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■研究開発費税制の見直し

試験研究費の総額に係る税額控除について、次のように税額控除率を見直し、一定のベンチャー企業の控除税額の上限は当期の法人税の25%から40%に引き上げられます。

<増減試験研究費割合8%超>

$9.9\% + (\text{増減試験研究費割合} - 8\%) \times 0.3$

<増減試験研究費割合8%以下>

$9.9\% - (8\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175$

その他控除税額の上限の上乗せ、中小企業技術基盤強化税制、特別試験研究費の額に係る税額控除制度などについても、一部見直しが行われます。

■中堅・中小企業向け特例

- ・中小企業者等の法人税の軽減税率の特例は、2年間延長されます。
- ・中小企業投資促進税制について、2年間延長されます。
- ・中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、対象となる設備の見直しを行った上で、2年間延長されます。
- ・特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、認定支援機関の確認を受けることを適用要件に加えて、2年間延長します。
- ・地域経済けん引事業の促進区域内で特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、2年間延長します。
- ・青色申告書を提出する中小企業者で、事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に係る特定事業継続力強化設備等を取得し事業に供した場合に、20%の特別償却が認められます。
- ・法人税関係の中小企業向けの措置法におけるみなし大企業の範囲について、見直しが行われます。

■事業税率の見直し

平成31年10月以降、事業税の税率を引き下げ、特別法人事業税を創設します。資本金

1億円以下の普通法人年800万円超の所得に対し、事業税7%・特別法人事業税は2.59% (改正前は事業税9%)に変更されますが、全体の税負担としては大きな影響はありません。

所得税・住民税関係

■住宅ローン減税の特例の創設

現在10年間利用できる住宅ローン減税が、平成31年10月～平成32年12月までに消費税率10%で住宅を取得した場合、11～13年目の3年間で住宅価格の2%相当の税額控除を受けられる特例が創設されます。平成31年10月以降、消費税率引上げ分を、税額控除が受けられる仕組みとなっています。

■老人ホームに入っている場合でも空き家の3000万円控除が利用可能

空き家に係る3000万円控除について、被相続人が要介護認定を受けて老人ホーム等へ入所していた場合などに利用できることとなります。

■転勤などで一時出国の場合にNISA口座の継続

NISA口座を開設している居住者が、転勤などで一時的に居住者に該当しないことになる場合でも、所定の手続きをすることで最大5年間NISA口座について居住者に該当するとして利用することが可能となります。

■ふるさと納税の寄付先の指定化

ふるさと納税について、募集が適正であること、返礼割合が3割以下で返礼品を地場産品にしているなどのルールを守っている自治体を総務大臣が指定して、指定を受けた自治体への寄付金のみが、ふるさと納税の対象とされます。平成31年6月以降の寄付から適用されます。

■シングルマザー等に対する個人住民税の非課税制度

児童扶養手当の支給を受けている児童の父又は母で、現に婚姻をしていない者または配偶者の生死が不明の場合に、前年の合計

所得金額が135万円以下であれば、住民税が非課税とされます。平成33年度以後の住民税から適用されます。

相続税・贈与税関係

■個人事業者に対する事業承継税制の創設

経営承継円滑化法による認定を受けた相続人が平成31年から平成40年までの間に、相続等により特定事業用資産を取得し事業を継続する場合は、特定事業用資産に対応する相続税について10割の納税猶予を受けることができます。

経営承継円滑化法による認定を受けた受贈者が、平成31年から平成40年までに、贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、贈与により取得した特定事業用資産に対応する贈与税について納税猶予を受けることができます。

■事業用小規模宅地を利用した租税回避の防止

小規模宅地の特例について、特定事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等が除外されます。平成31年4月以後の相続から適用されます。ただし、同日前から事業の用に供されている宅地等については適用されません。これは、特定事業用宅地が8割引きの評価を受けることを利用した租税回避を防止するためです。そのため、当該宅地の上で事業に要されている減価償却資産の価額が宅地の価額の15%以上である場合は、規制の対象とされません。

■教育資金贈与に関する改正

教育資金について、次の改正をして2年間延長することとしました。

- ①平成31年4月以降の贈与については、受贈者の贈与前年の合計所得金額が1000万円を超える場合には、適用されません。
- ②受贈者が23歳に達した以降は、教育資金の範囲から、教育に関する役務提供の対価、スポーツ・文化芸術に関する活動等に係る指導の対価、これらの役務提供又は指導に係る物品の購入費及び施設利用料が除外されます。
- ③贈与者が、死亡の前3年以内に教育資金贈与をした場合で、受贈者が23歳未満である場合など一定の場合に該当しない場合は、相続又は遺贈により取得したものとみなし、相続税の計算に組み込まれます。また、従来は30歳で打ち切りでしたが、受贈者が学校等に在学している場合などは40歳まで教育資金管理契約が延長されます。

■結婚・子育て資金贈与に関する改正

平成31年4月以降の贈与については、受贈者の贈与前年の合計所得金額が1000万円を超える場合には、適用がなくなります。

本制度は2年間延長されることになりました。

■事業承継税制の改正

やむを得ない事情により資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合に、その該当した日から6月以内に解消できれば納税猶予を継続できます。

消費税関係

■輸出品販売場についての見直し

輸出品販売場の許可を受けている事業者が、7月内の期間を定めた臨時販売場を設置しようとする場合、前日までに届出をすることで、臨時販売場が輸出品販売場とみなされます。平成31年7月1日以後に行われる課税資産の譲渡等から適用され、手続委託型輸出品販売場許可申請書に、委託先の承認通知書の写しが不要となります。

■金地金等の密輸に対する改正

密輸品と知りながら行った課税入れについて、仕入れ税額控除制度の適用が認められなくなります。平成31年4月1日以後の課税仕入れから適用されます。

金又は白金の地金の課税仕入れについて、本人確認書類の写しの保存を、仕入税額控除の要件とします。平成31年10月1日以降の課税仕入れから適用されます。

その他

■消費税率引上げに合わせた自動車に関する税率の整備

- ・平成31年10月から平成32年9月まで取得した自家用乗用車の環境性能割は、税率が1%軽減されます。
- ・自家用自動車に係る種別割は、平成31年10月以後に新車新規登録を受けたものについて、引き下げられます。

■民法における成年年齢引き下げへの影響

民法改正において、税法上の未成年を20歳未満から18歳未満に引き下げます。民法に合わせて平成34年4月1日以後の判定で利用されます。相続税の未成年控除、未成年のNISA口座、住民税の非課税などの取扱いに影響します。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL: 03-5363-5958

FAX: 03-5363-5449

HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

国税庁からのお知らせ

申告書等用紙 に代えて 「申告のお知らせ」をお送りいたします

国税庁の取組

- 近年、ICT（情報・通信技術）を利用した申告件数が増加しており、税務署から送付した申告書用紙が利用される割合は年々低下しています。
- このため、国税庁では、資源保護及び行政コスト削減の観点から、平成32年（2020年）4月決算分の確定申告以降、税理士関与のある法人※¹を対象として、申告書等用紙※²の送付に代えて、確定申告に必要な情報を記載した「申告のお知らせ※³」を送付することとしております。
- （※¹） 「税理士関与のある法人」とは、前年の確定申告書に税務代理権限証書（税理士法第30条）が添付されている法人を対象としております。
- （※²） 「申告書等用紙」とは、法人税確定申告書については、各種別表、勘定科目内訳明細書、法人事業概況説明書（調査課所管法人にあっては会社事業概況書）及び適用額明細書をいい、消費税確定申告書については、申告書、付表及び消費税の還付申告に関する明細書をいいます。
- （※³） 「申告のお知らせ」とは、提出期限、提出部数及び中間税額等の情報を記載した書面です。
- 申告の際は、e-Taxをご利用いただくか、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に申告書等用紙を掲載しておりますので、これを印刷してご使用いただけます。
- 皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

◎ 大法人のe-Taxの義務化が始まります！

平成30年度税制改正により、「電子情報処理組織による申告の特例」が創設され、平成32年（2020年）4月1日以後に開始する事業年度等から、大法人が行う法人税等及び消費税等の申告は、決算書や勘定科目内訳明細書などの添付書類も含めて、e-Taxにより提出しなければならないこととされました。

国税庁においては、大法人のe-Taxの義務化に伴い、法人税等に係る申告データを円滑に提出できるよう、環境整備を進めることとしています。

■ 対象税目・手続は？

法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書等の提出



■ 大法人とは？

法人税等	① 内国法人のうち、事業年度開始の時点における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 ② 相互会社、投資法人及び特定目的会社
消費税等	① 上記「法人税等」で定義された大法人 ② 国、地方公共団体

<e-Taxの利用について>

e-Taxは、オフィス、税理士事務所からインターネットを利用して、法人税や消費税等の申告・納付ができます。なお、税理士等が納税者の依頼を受けてe-Taxにより申告書等を送信する場合には、納税者本人の電子署名の付与及び電子証明書の添付は必要ありません。e-Taxをぜひご利用ください。
詳しい情報は、e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

平成31(2019)年度国税専門官募集

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

国税専門官は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

- ◇ 受 験 資 格
- 1 平成元年4月2日～平成10年4月1日生まれの者
 - 2 平成10年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - (1) 大学を卒業した者及び平成32年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- ◇ 申 込 手 続
- 1 申込方法
インターネット申込み
人事院ホームページ上の申込専用アドレスを御利用ください。
[<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>]
 - 2 受付期間
平成31年3月29日(金)9時～平成31年4月10日(水)[受信有効]
 - 3 受験案内交付期間
平成31年2月1日(金)～平成31年4月10日(水)
9時～17時(土・日曜日及び祝日を除く。)
 - 4 受験案内交付場所
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局(所)
(注)人事院ホームページからもダウンロードすることができます。
[<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>]
- ◇ 試 験 日
- 第1次試験 平成31年6月9日(日)
- 第2次試験 平成31年7月11日(木)～平成31年7月19日(金)のうち指定された日時
- (注)詳細については、お気軽に東京国税局人事第二課試験係
(電話 (03) 3542-2111 内線 2163) までお尋ねください。

※平成31年5月1日以降の元号については、便宜上、「平成」と表記しています。

都税事務所だより

5月は自動車税の納期です

平成31年度の自動車税納税通知書は、5月7日(火)に発送します。5月31日(金)までにお納めください。
<ご利用になれる納付方法>

窓口

金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
 ※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

コンビニ

※納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものに限りです。
 ※一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。
 ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご確認ください。

クレジットカード

※インターネットの専用サイト(都税クレジットカードお支払いサイト)にアクセスし、クレジットカードにより納付することができます(税額に応じた決済手数料がかかります。)

都税クレジットカードお支払いサイト

検索



A T M
インターネット
モバイル
バンキング

※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
 ※金融機関・郵便局の  (ペイジー) 対応のATM(現金自動預払機)から納付できます。
 ※領収証書は発行されません(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。)

※新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングで納付する方は、事前に金融機関への利用申込みが必要です。
 ※システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。
 詳しくは主税局ホームページ(<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>)「税金の支払い」をご覧ください。

車検用の納税証明書(はがきサイズ)は郵送されません

納税証明書が必要な方は、納付後、約10日後に都税事務所・自動車税事務所等へ申請してください。
 車検を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所等にて自動車税の納税確認を電子的に行うことができるようになっているため、ペイジー・クレジットカードで納付した方への車検用納税証明書(はがきサイズ)の郵送は平成28年3月末をもって終了しています。
 車検が近い等お急ぎの場合は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付の上、納税通知書右端の納税証明書をご利用ください。

【お問い合わせ先】 東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

詳しくは、東京都主税局ホームページ(<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>)の「都税の納税等について」をご覧ください。

東京都 主税局

検索

車検時の自動車税納税証明書の提示が省略できます！

現在、継続検査・構造等変更検査(車検)を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所において、自動車税の納税確認を電子的に行うことが可能になっています。そのため、車検時に必要となる納税証明書の提示を省略できます。また、納税証明書紛失時の再交付申請も不要になっています。

ただし、納付後、運輸支局・自動車検査登録事務所にて納税確認ができるまで、最大で10日程度かかります。この期間内に車検を受ける場合には、金融機関・コンビニ等の窓口で納付の上、納付書右端の自動車税納税証明書(継続検査等用)をご提示ください。

これに伴い、Pay-easy(ペイジー)やクレジットカードによる納付の際に郵送していたはがきサイズの納税証明書は、平成28年3月末をもって終了しています。
 詳しくは、各都税事務所にお問合せください。



【ご注意ください】

- ◆納付後10日程度の間に車検を受ける場合は、金融機関等の窓口で納付して納付書右端の自動車税納税証明書をご提示ください。
- ◆Pay-easy(ペイジー)やクレジットカードによる納付の際に郵送するはがきサイズの納税証明書は、平成28年3月末をもって終了しています。

電子納税、電子申告を活用しよう

法人会 事業 アラカルト

第7回通常総会に向けて各委員会を開催

第7回通常総会に向けて各委員会を開催した。2月7日(木)総務委員会、12日(火)組織委員会、14日(木)事業研修委員会、15日(金)社会貢献委員会、21日(木)税制委員会、2月26日(火)厚生委員会、28日(木)財務委員会、3月1日(金)広報委員会を開催した。総会提出議案を審議し、3月18日(月)の理事会で承認された。6月13日(木)開催の第7回総会において事業報告、予算報告の承認を受け、決算報告の決議を受ける。

写真は、総務委員会、組織委員会



法人会税金かるたの説明をする
花田第一統括官



総務委員会



組織委員会

小江戸の町並みへタイムスリップ！ 蔵の街川越散策

一日帰りバス見学研修会ー



ユネスコ無形文化遺産
川越まつりの山車

2月16日(土) 参加者34名
昨年に引き続き、今年度は小江戸の町並みへタイムスリップ！蔵の街「川越」散策と題して、厚生委員会主催の日帰りバス見学研修会を開催した。

当日は、天気にも恵まれ、しょうゆ・地酒の醸造やガラスアートなどの職人の技を見学し、昼食は四季の素



醤油もろみ搾り



説明を受ける参加者

材に舌鼓、国際コンテストで金メダル連続受賞のサイボクハムなどの買物等、参加された方々にも好評だった。来年度も継続開催予定。

印紙税研修会を開催

去る3月4日(月)に印紙税研修会を午後1時30分から3時まで渋谷法人会館において開催した。

内容は、印紙税の基礎知識と実務および事例研究について説明があった。

講師は、法人課税第2部門 野村統括官。出席者は、25名。



印紙税研修会



講師：野村法人課税
第2統括官

法人税確定申告書の書き方講習会を開催

去る3月6日(水)、7日(木)、8日(金)の3日に亘り、午後1時30分から4時30分まで法人税確定申告書の書き方講習会を渋谷法人会館に於いて開催した。

今講座は3日間で一講座として開催した。講師は、渋谷税務署法人課税第1部門 坂口審理担当国税調査官に担当していただいた。

出席者は延べ52名だった。



法人税確定申告書の書き方講習会



講師：法人課税第1部門
坂口審理担当調査官

源泉所得税基礎研修会を開催

去る3月14日(木)渋谷法人会館に於いて、午後1時30分から3時まで開催した。

内容は源泉徴収の基本、給与所得の源泉徴収および現物給与等についての説明があった。講師は法人課税第3部門 野村審理専門官。出席者45名。



講師：野村審理専門官



源泉所得税研修会

法人会の事業活動に積極的に参加しよう

ブロックだより

第8・9ブロック合同研修会を開催

去る2月4日(月)午後1時より、西武信用金庫幡ヶ谷支店に於いて第8・9ブロックの合同研修会を初めて開催した。

当日は、光山第8ブロック長の挨拶で始まり、第9ブロック担当副会長の野口副会長の挨拶の後、研修会では、(株)光文堂インターナショナル代表取締役の滝島一統(たきしま かずのり)氏を講師に迎え、『人生に必要なものは仕事と納税』～旅の合言葉～と題してご講演いただき、大変好評だった。出席者32名。



講師：滝島一統氏



8・9ブロック合同講習会

第3・4・5・6ブロック合同研修会を開催

去る2月20日(水)午後4時より渋谷東武ホテルにおいて、第3・4・5・6ブロック合同研修会を開催した。

まず、伊藤第4ブロック長の挨拶に続き、渋谷税務署法人総括担当副署長の水沼仁志氏と法人調査担当副署長の熊倉登志夫氏より、「お酒のはなし」～日本酒で乾杯～と題してご講演いただき、続いて懇談会に入り、平成30年度にご入会いただいた新入会員の方々のご紹介と会社PR等をして会員相互の親睦を図っていただき、また日本各地の日本酒を飲み比べてもらうなど、大変好評だった。出席者は64名。



講師：水沼副署長



講師：熊倉副署長



新入会員紹介



新入会員紹介



新入会員紹介



新入会員紹介

第10・11ブロック合同研修会を開催

去る2月27日(水)午後3時より、原宿東郷記念館に於いて第10・11ブロックの合同研修会を開催した。

当日は、丸山第11ブロック長の挨拶で始まり、10・11ブロック担当の八木原副会長挨拶、そして研修会第1講座として、西武信用金庫理事長の落合寛司氏に『今年の中小企業経営におけるポイント』と題してご講演いただき、大変好評だった。

続いて第2講座では、渋谷税務署法人調査担当副署長の熊倉登志夫氏を講師に迎え、『税務から見たコーポレート・ガバナンス』と題してご講演いただいた。

その後同所において、懇談会を催し、名刺交換や情報交換、会社PRをして有意義な時間となった。

最後に細川第10ブロック長の中締め、閉会のことばで締めた。出席者113名。



第1部講師：落合寛司氏



第2部講師：熊倉副署長



研修会

本町まつりに参加

第8ブロック(光山ブロック長)

3月10日(日)本町学園グラウンドで本町まつりが開催され、渋谷法人会も昨年に引き続き参加、渋谷税務署監修の税金クイズを実施して、訪れた方にトライしてもらい、おもちゃや日用品を提供し、法人会をアピールした。



本町まつり



本町まつり(税金クイズ)

メールアドレスを登録しよう

部会だより

『租税教室』を開催(神南小学校)(上原小学校)

全国法人会総連合の青年部会は、将来を担う小学生を対象に税金とは何か？税金はなぜ必要なのか？ということを学んでもらい、税金を正しく理解してもらうために租税教室を全国で開催している。

今回、渋谷法人会青年部会でも第6回目として、1月19日(土)神南小学校の6年生53名、第7回目として1月26日(土)に上原小学校で、6年生25名を対象に『租税教室』を開催した。



神南小学校租税教室



上原小学校租税教室

当日は、楽しく学べるように“じゃんけん”や“アニメ”を利用して、税金の種類と概略、税金は何に使われていて、もし税金がなかったら…といったことから、日本と外国の消費税について説明した。

青年部会渋谷ニュー駅伝に参加

1月20日(日)代々木公園で開催された渋谷ニュー駅伝に法人会青年部会からは今年4名(1チーム)参加し、72位だった。

これは毎年この時期に開催されているもので、学生や各企業などいろいろな団体から参加者があり、一般男子だけでも145のチームが参加し、渋谷税務署からも多数のチームが参加した。



しづかニュー駅伝2019



疾走：藤野部会長

女性部会・青年部会合同 新春特別研修・新年会

女性部会と青年部会合同の新春特別講演会と新年賀詞交歓会を1月30日(水)に原宿東郷記念館において開催した。

第1部の新春特別講演会は『秋霜烈日を垣間見て』と題して、渋谷税務署法人課税総括副署長の水沼仁志氏に、国税局査察部時代の検察官との交流や脱税調査のエピソードについて講演していただいた。



三木署長挨拶

続いて第2部平成31年新年賀詞交歓会は、名和女性部会長、藤野青年部会長の挨拶に続いて、三木渋谷税務署長、柳田会長にご挨拶をいただき、熊倉法人課税調査担当副署長の乾杯で懇親会に入った。出席者62名。



研修会



講師：水沼副署長



女性部会青年部会合同新年会

源泉研究部会役員・世話人会を開催

去る2月19日(火)午後5時から、源泉研究部会役員・世話人会を開催し、平成30年度事業報告と31年度事業計画、事業報告会日程について話し合った。

出席者は渋谷税務署法人課税部門高盛第3統括官と小西審理担当上席調査官、法人会からは松本部長はじめ14名。



高盛法人第3統括官



役員世話人会

会員の増加は、会員のメリットに通じる



税務署長賞 【代々木山谷小学校】



東京都渋谷都税事務所長賞 【西原小学校】



渋谷区長賞 【渋谷本町学園小学校】



法人会長賞 【神宮前小学校】



女性部会長賞 【千駄ヶ谷小学校】

第8回 税の絵はがき コンクール 受彰者作品



平成31年1月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
2	向井歯科	向井 美織	恵比寿南2-3-3	3715-7759	歯科医院
2	合同会社 TiSEg	田中 素子	恵比寿南3-10-14	6876-6472	音楽教室
2	(株)遠図	角木 太	鉢山町 4-14	6909-0020	サービス業
2	古賀弦楽器	古賀 久喜	恵比寿西1-16-2	5489-1027	擦弦楽器小売
4	(株)Me-Rise	東峰 ゆか	円山町 5-6	6311-4869	コンサルティング
5	(株)道玄坂トラスト	梅原 聡	道玄坂2-9-9	6809-0527	不動産仲介・管理
8		高島 泰弘	初台1-33-5		中華料理店
11	(株)松井ビル	松井 誠一	神宮前6-4-1	3407-7611	不動産賃貸業
区外	つかさ電子(株)	中道 一司	千代田区東神田2-6-7	5846-9191	電子部品卸売業

平成31年2月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
4	(株)ガード・リサーチ	池田 勝敏	名古屋市中村区名駅3-28-12	3464-5676	警備業
2	(株)クレア	長永 敏	恵比寿南2-6-12	5704-7707	広告制作
11	(株)まきふく	牧 靖子	神宮前4-8-17-104	6417-9372	不動産業
2	(有)グローバルヒューマン	内海 公代	恵比寿西1-20-3	5456-1470	美容業
4	合同会社 CREATIVE PARTY	河内 大輔	桜丘町23-17	6206-8205	広告企画制作
9	一般社団法人 ありがとうショップ	砂長 美ん	代々木3-1-16		販売
5	(株)雪月花	市村 基	宇田川町 2-1	6455-1040	和食
8	(株)ポケット・クエリーズ	佐々木宣彦	本町1-17-12	5333-1533	ソフトウェア開発
11	(株)タニラグ	鈴木亜衣子	神宮前3-15-10	3786-2700	アパレル

「街の小さなお菓子屋さん」だからこそ味わえるケーキを是非一度食べてみて下さい

現在、diamondで販売しているケーキ
焼き菓子は全てお店で作っています！

- ◇好きな焼き菓子でギフトを作れます
- ◇ケーキの種類は30種類以上
- ◇デコレーションは季節によって変わります



Patisserie Diamond
ダイヤモンド洋菓子店

渋谷区笹塚3-17-2
TEL/FAX 3374-1371
<http://www.sasahata.com/>



都税の証明書等の郵送請求は「都税証明郵送受付センター」宛にお願いします

東京都では、郵送による都税の証明書等の発行業務を「都税証明郵送受付センター」で集中して行うこととなりました。都税の証明書等を郵送にてご申請される場合は、以下の宛先にお送りください。

郵送請求先

〒112-8787 東京都文京区春日1-16-21
都税証明郵送受付センター

右記以外の証明・閲覧、公用照会（固定資産評価証明書交付依頼書による申請を含む。）などは、都税証明郵送受付センターではお取り扱いできませんので、所管の都税事務所・支所（納税証明書のみ取扱い）に申請をお願いします。

お届けまでに概ね1週間程度かかりますので、あらかじめご了承ください。

○詳しくは、主税局ホームページをご覧ください。

都税証明郵送

検索



都税証明郵送受付センターで取り扱う証明書等とその手数料

証明書等の種類	手数料額
23区内の固定資産(土地・家屋) 評価証明書・関係証明書・物件証明書	1件 400円 ※1 2件目以降 1件100円 ※2
都税の納税証明書	1件 1税目につき400円 ※3
自動車税納税証明書(継続検査等用)※4	無 料
23区内の土地・家屋課税台帳	区ごと、種類ごとに300円
23区内の土地・家屋名寄帳	区ごと、所有者ごとに300円

※1 土地1筆又は家屋1棟ごとに、それぞれ1件と数えます。

※2 1回の申請で同一種類の証明を2件以上申請された場合、2件目以降1件につき100円となります（ただし、同一の所有者で、かつ資産の所在が同じ区内のものを申請された場合に限りです。）。

※3 同一税目についての数年度分の証明は1件となります。固定資産税・都市計画税は、あわせて1税目と数えます。また、法人の事業税・地方法人特別税、法人の都民税は2税目と数えます。

※4 運輸支局等において電子的に納税確認が可能となったため、車検時に納税証明書の提示が省略できるようになっています（納付後最大10日程度かかります。）。

都税「Web口座振替申込受付サービス」がスタートしました

平成31年（2019年）4月1日から「Web口座振替申込受付サービス」を開始しました。

パソコンやスマートフォンから東京都主税局の専用Webサイト（http://www.tax.metro.tokyo.jp/common/web_kouzafurikae.html）にアクセスし、画面に従って必要事項を入力するだけでお手続きいただけます。

<口座振替をご利用いただける都税>

固定資産税・都市計画税(土地・家屋)* 固定資産税(償却資産)* 個人事業税

※23区内に所在する資産が対象です。なお、随時課税分については口座振替のご利用はできません。



<申込みの流れ>

預金通帳(キャッシュカード)、
納税通知書等を準備!

専用Webサイトに
アクセス!

画面の指示に従い
入力・確認!

手続き完了

<申込の際の主なご注意点>

- 振替を希望する月の10日までにお申し込みください。（納期限が月の第一開庁日の場合は、前月の10日まで）
- 法人名義や事業用の口座など、ご利用できない口座があります。
- 対象金融機関や利用可能時間等、その他のご注意点は専用Webサイトをご確認ください。

身体障害者手帳等をお持ちの方へ 自動車税の減免申請はお済みですか？

●減免の対象となる方

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれかをお持ちで、障害の程度が一定基準の方

●減免が受けられる自動車

障害者の方又は生計を同じくする方が所有（又は取得）する自動車で、障害者の方が運転するもの又は生計を同じくする方が、その障害者の方の通院・通学等のために運転するもの
※個人名義の自家用自動車に限ります。

●申請方法

＜申請場所＞ 都税事務所・都税支所・支庁・自動車税事務所・都税総合事務センター

＜申請期限＞ 納期限（平成31（2019）年5月31日（金））

※新たに自動車を取得した場合は登録（取得）の日から1ヶ月以内

※申請期限間際は窓口が大変混み合います。時間にご都合がつく場合は、月末時を避けてご来所くださいますよう、ご協力をお願いいたします。

＜必要書類＞ ①減免申請書 ②身体障害者手帳等 ③運転免許証（コピーの場合は表裏両面） ④印鑑（認印）

※障害者の方と生計を同じくする方が所有する場合

上記①～④に加え、⑤所有者又は取得者（納税義務者）の住所が確認できる公的証明書（運転免許証（コピーの場合は表裏両面）、住民票等）

※生計を同じくする方が近隣にお住まいの親族の場合

上記①～⑤に加え、⑥「親族であること」が確認できる書類（戸籍謄本等）

※既に減免を受けている方は、改めて申請する必要はありません。

【お問い合わせ先】 東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日 9時～17時（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）

しゅば法人No.557

季節のクロスワードパズル◎解答

解答 フキノトウ

ウ	ツ	ワ		タイ		ブ
ド		ケ	ー	キ		キ
	ミ	ギ		コ	コ	ノ
サ	ツ		ト	ミ		コ
ク		シ	ロ	ゴ	マ	リ
ラ	セ	ン		ハ	ツ	ピ
エ		キ	カ	ン		ラ
ビ	シ	ヨ	ク		カ	フ
						エ

◎当選者

しゅば法人No.557の“季節のクロスワードパズル”にご応募いただきありがとうございました。

代々木 齊藤様
東 小寺様
恵比寿西 渡邊様
元代々木町 曾根様
代々木 石田様

正解者の中から
抽選で5名の方に
クオカード1000円分
をプレゼント！

応募方法

郵便はがき：〒150-0045 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会事務局、
e-mail: info.shibuya@tohoren.or.jp、FAX: 3461-0180まで、①クイズの答え ②郵便番号 ③送付先 ④氏名 ⑤法人名 ⑥連絡先電話番号を明記の上、お送り下さい。なお締め切りは、平成31年4月29日（金）（消印有効）とさせていただきます。また応募は**お1人様1通限り**とさせていただきます。ご応募お待ちしております。当選者は次号発表いたします。

※ナンバープレースとクロスワードを交互に掲載いたします。

ナンバープレース

縦9列、横9列すべてに1～9までの数字が
一つずつ入ります。
太線で囲まれた3×

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう 企業保障の 大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。

事故

納税資金

天災

退職金

病气

ケガ

入院

用度金

借入金



大同生命保険株式会社

渋谷支社/
東京都渋谷区道玄坂1-10-8(渋谷道玄坂東急ビル3F)
TEL 03-5489-6800



AIG損害保険株式会社

東京第二プロチャネル営業部/
東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)
TEL 03-6894-9110